

特定医療費(指定難病)受給者証 申請のご案内

指定難病の診断基準および重症度分類を満たしているかたに、
特定医療費(指定難病)受給者証を交付し、医療費の助成を行
う制度です。



問合せ先

秋田市保健所健康管理課 感染症・難病担当

〒010-0976

秋田市八橋南一丁目8番3号

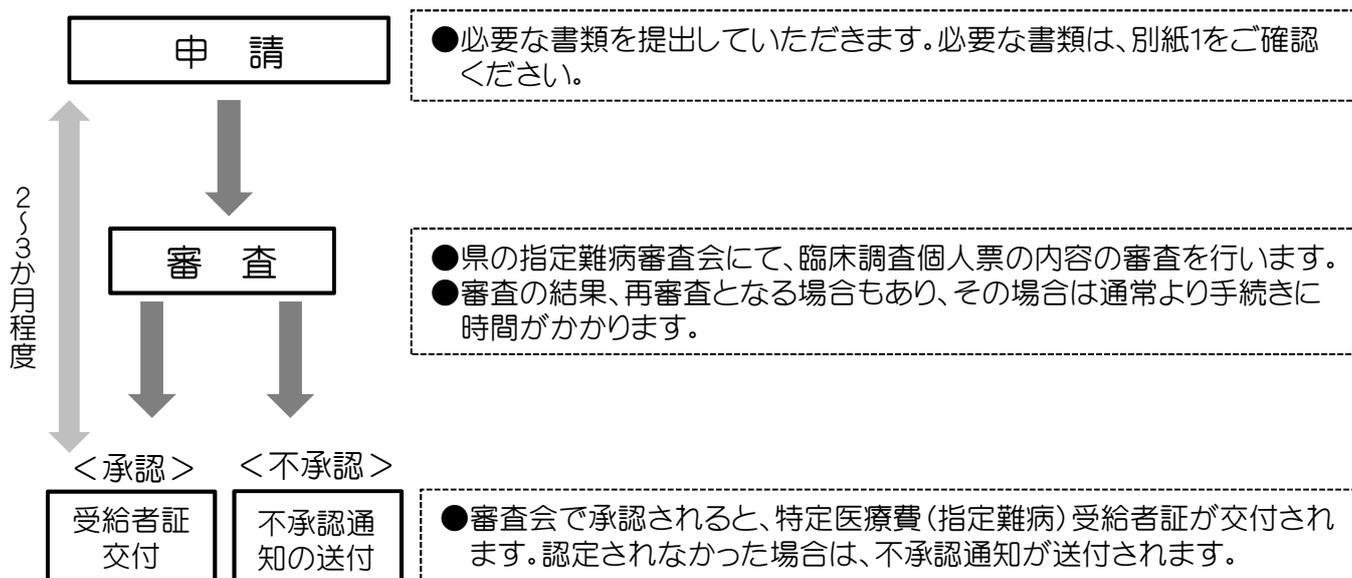
直通 018-827-5250

FAX 018-883-1158

1 対象となるかた

- (1) 秋田市内に住所があるかた
(2) 指定難病にかかっていると認められるかたで、次のいずれかに該当するかた
- ① 国が定める重症度の基準を満たしているかた
 - ② 申請を行う月を含む過去12か月以内に医療費総額33,330円を超える月が3回以上あるかた(軽症者特例)

2 申請から受給者証交付までの流れ



* 受給者証の有効期間は、令和7年9月30日までです。

有効期間満了後も引き続き医療費助成を希望されるかたは、1年に1回更新の手続きが必要です。
詳しくは、毎年5月下旬頃に個人通知でご案内しますのでご確認ください。

3 特定医療費の助成対象

全国の難病指定医療機関(病院・診療所・薬局・訪問看護事業者)で、指定難病及びその疾患に付随して発生した傷病に関する医療費等(外来・入院における医療費、薬代、医学的処置、訪問看護、介護保険における医療系サービス等)について、助成を受けることができます。

4 医療費助成における自己負担上限額について

* 医療費の自己負担割合 3割 → 2割
 ※ももとの自己負担割合が1割または2割のかたは、変更ありません。

* 所得状況(市民税の課税状況等)により、下表のとおり自己負担上限月額が設定されます。
 同月に受診した複数の指定医療機関の自己負担額は全て合算されます。

階層区分		階層区分の基準		自己負担上限月額		
				一般	高額かつ長期	人工呼吸器装着者等
A	生活保護	—		0円	0円	0円
B1	低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人の収入 ～80万円	2,500円	2,500円	1,000円
B2	低所得Ⅱ		本人の収入 80万円超	5,000円	5,000円	
C1	一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上 ～(所得割額)7.1万円未満		10,000円	5,000円	
C2	一般所得Ⅱ	市町村民税(所得割額) 7.1万円以上～25.1万円未満		20,000円	10,000円	
D	上位所得	市町村民税(所得割額) 25.1万円以上～		30,000円	20,000円	
入院時の食費				全額自己負担		

5 償還払い(払い戻し)について

有効期間開始日から受給者証が交付されるまでの間に指定医療機関等において支払った指定難病にかかる医療費の額が、自己負担上限額を超えた場合、申請をすると自己負担分を除いた額が払い戻されます。

請求書、委任状、申立書は保健所窓口を設置しております。

※医療機関で払い戻しができない場合に限りです。

〈提出書類〉

- 請求書
- 領収書原本 (償還払いを希望する月のもの全て)
- 自己負担上限額管理票
- 通帳など銀行振り込みの際の口座名義および口座番号がわかるものの写し
- 特定医療費(指定難病)受給者証の写し
- 高額療養費決定通知書 (高額療養費の手続きをした場合)
- 委任状、印鑑 (受給者以外のかたが口座名義人となる場合)
- 戸籍謄本 (受給者が死亡している場合)
- 申立書 (受給者が死亡している場合)

6 軽症者特例について

重症度基準を満たさず不承認となったかたで、軽症者特例の基準を満たす場合は、申請をしていただくと受給者証が交付されます。

ただし、受給者証の有効期限開始日は、軽症者特例の基準を満たした日の翌日以降となります。なお、新規申請の際に領収書の写しを添付することも可能です。

<基準>

申請月を含む直近12か月以内に、指定難病に係る医療費総額(10割)33,330円を超える月が3回以上ある場合

<提出書類>

- 特定医療費(指定難病)支給認定申請書
- 指定難病の治療等に該当する領収書の写し
- 不承認の通知書

※場合によっては上記以外の書類を提出していただくこともあります。

7 高額かつ長期について

すでに受給者証をお持ちの階層区分がC1以上のかたで、高額かつ長期の基準を満たす場合、申請をしていただくと翌月以降の自己負担上限額が軽減されます。

<基準>

申請月を含む直近12か月以内に、医療費総額(10割)5万円を超える月が6回以上ある場合

<提出書類>

- 特定医療費(指定難病)支給認定申請書
- 自己負担上限額管理票
- 特定医療費(指定難病)受給者証の写し

8 変更について

受給者証の記載内容に変更がある場合には、手続きが必要となります。

申請書は保健所窓口を設置、または秋田県のホームページに掲載しております。

変更事項	必要書類				
	申請書	受給者証	住民票	公的医療保険が確認できるものの写し(※2)	課税状況の確認書類(※3)
住所、氏名	○	○	○		
公的医療保険(※1)	○	○		○	○

(※1) 国民健康保険組合への変更の場合は、同意書の提出も必要となります。

(※2)(※3) 提出していただく範囲については、別紙2をご確認ください。

新規申請に必要な提出書類

全員必要な書類	
<input type="checkbox"/>	① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書
<input type="checkbox"/>	② 臨床調査個人票 記入から6か月以内のもの ※主治医に記載を依頼してください。 ※申請する疾病ごとに様式が異なります。
<input type="checkbox"/>	③ 住民票(世帯全員、世帯主名と続柄が記載されているもの) 発行から3か月以内のもの ・受診者が公的医療保険の被扶養者で、被保険者が単身赴任等で他の住所地に住民登録している場合は、被保険者の住民票も必要です。
<input type="checkbox"/>	④ 加入している公的医療保険が確認できるものの写し(別紙2参照)
<input type="checkbox"/>	⑤ 令和6年度の市町村民税の課税状況の確認書類(別紙2参照) ・次のうちいずれかの書類を提出してください。 ○市民税・県民税(所得・課税)証明書(原本) * 令和6年1月1日現在、住民登録していた市区町村で交付申請してください。 * 公的医療保険が「国民健康保険組合」のかた、「被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合)」かつ非課税のかたは必ず所得・課税証明書をご提出ください。 ○給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(写し) ○市町村民税の税額決定・納税通知書(写し)
<input type="checkbox"/>	⑥ 支給認定基準世帯員記載用紙 ・受給者と同じ公的医療保険に加入しているかたの氏名等を記載してください。 ・個人番号(マイナンバー)の記載は任意です。 ・世帯全員が市町村民税非課税の場合、受診者(受診者が18歳未満の場合は保護者)の障害年金や遺族年金等の受給の有無、令和5年分の受給額を記載してください。
該当するかたのみ必要な書類	
<input type="checkbox"/>	⑦ 領収書 または 自己負担上限額管理票 (1)軽症者特例該当者、(2)小児慢性特定疾病受給歴がある高額かつ長期該当者のうち提出を希望するかたは、該当月の領収書等をご提出ください。 ただし、直近12か月以内のものに限ります。
<input type="checkbox"/>	⑧ 同意書 国民健康保険組合に加入されているかたのみご提出ください。
<input type="checkbox"/>	⑨ 世帯(※)内に他に特定医療費(指定難病)受給者証や小児慢性特定疾病受給者証をお持ちのかたがいる場合は、そのかたの受給者証および公的医療保険が確認できるものの写し ※ここでいう「世帯」とは、受診者と同じ公的医療保険に加入しているかたを指します。
<input type="checkbox"/>	⑩ 障害年金、遺族年金等を受給している場合、公的機関発行の通知などの写し ・世帯全員が市町村民税額非課税で、かつ受診者(受診者が18歳未満の場合は保護者)が令和5年1月～12月に障害年金や遺族年金、特別児童扶養手当等を受給している場合、通知書等の写しをご提出ください。

公的医療保険と課税状況の確認書類について

公的医療保険が確認できるもの(次ページ参照)と課税状況の確認書類は、受診者が加入している医療保険の種類によって提出していただく範囲が異なります。

国民健康保険 (秋田市国保)

同じ国民健康保険(番号が同じ)のかた**全員分**の、公的医療保険が確認できるもの、課税状況の確認書類が必要です。

※中学生以下のかたの、課税状況の確認書類は不要です。

国民健康保険組合 (建設国保、医師国保など)

同じ国民健康保険組合(記号・番号が同じ)のかた**全員分**の公的医療保険が確認できるもの、課税状況の確認書類が必要です。

※中学生以下のかたの、課税状況の確認書類は不要です。

※記号・番号が同じで、受診者と別の住所地に住民登録している場合は、そのかたの住民票も必要です。

後期高齢者医療制度

同じ住民票上で後期高齢者医療制度に加入しているかた**全員分**の公的医療保険が確認できるもの、課税状況の確認書類が必要です。

被用者保険 (協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)

被保険者(組合員)の場合

受診者の公的医療保険が確認できるもの、課税状況の確認書類が必要です。

※非課税の場合は所得・課税証明書の提出が必要です。

被扶養者の場合

受診者、被保険者(組合員)の公的医療保険が確認できるもの、**被保険者(組合員)**の課税状況の確認書類が必要です。

※被保険者(組合員)が非課税の場合は、被保険者(組合員)および受診者の所得・課税証明書の提出が必要です。

※受診者が公的医療保険の被扶養者で、被保険者が受診者と別の住所地に住民登録している場合は、被保険者の住民票も必要です。

生活保護受給者

生活保護受給証明書が必要です。生活保護の担当者へ発行を依頼してください。

☎ 保護第一課	888-5669
保護第二課	888-5670

- 提出していただいた書類で、扶養関係や所得が確認できない場合は、お問い合わせをしたり、他の書類の提出をお願いすることがあります。

公的医療保険が確認できるものについて

- ①資格情報のお知らせの写し(医療保険の保険者から、マイナ保険証保有者または加入者全員に交付されます)
- ②資格確認書の写し(医療保険の保険者からマイナ保険証未保有者を対象に交付されます)
- ③マイナポータルから確認できる「資格情報画面」の写し
- ④健康保険証の写し(有効期限までの間、最長で令和7年12月1日まで使用できます)

課税状況の確認書類の年度について

令和6年7月～令和7年6月に**申請**するかた
→**令和6年度**の課税状況の確認書類をご提出ください。

住民票、市民税・県民税(所得・課税)証明書の交付窓口

交付窓口	受付時間
秋田市役所1階総合窓口 各市民サービスセンター (西部、北部、河辺、雄和、南部(別館を除く)) 各連絡所(岩見三内、大正寺)	平日 8:30～17:15
駅東サービスセンター	平日 9:00～17:15

- ・マイナンバーカードを利用して、オンラインやコンビニでの証明書取得もできます。
秋田市のホームページの「広報ID検索」で次のページ番号を入力し、確認してください。
 - オンライン申請について…ページ番号1030845
 - コンビニ交付について…ページ番号1016910

<問い合わせ先>

秋田市保健所健康管理課 感染症・難病担当 電話:827-5250(平日8:30～17:15)